

仕様書

第1 件名

令和8年度既存住宅における断熱改修普及啓発業務委託

第2 目的

東京都は、2030年にCO2排出量を2000年比で50%削減、2035年までに60%以上削減する目標を掲げ、様々な施策を推進している。都内CO2排出量の約3割は家庭部門に由来し、その排出は住宅のエネルギー消費によるものである。また、エネルギー消費量でみても、家庭部門は全体の約3割を占め、基準年比で唯一エネルギー消費量が増加する部門となっている。そのため、2030年の「カーボンハーフ」達成に向け、住宅の省エネ対策の促進は急務である。また、家庭のエネルギー消費量を削減する為には住宅の断熱性能が重要であるが、東京都の断熱住宅の普及率は、全国平均と比較すると低い。

本委託では、高断熱住宅における様々なメリットの認知を図ることに加えて、断熱改修普及のネックとなっている要因を明確にすること、そして既存住宅の断熱改修の実施へとつなげていくことを目的とする。

第3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（以下「委託者」という。）が指定する場所

第5 委託内容

1 全体進行管理

（1）各広報活動の進捗やタスクの確認、実績の共有、委託内容の進め方等について、定例会を実施すること。開催頻度については、状況に応じて決定することとする。

なお、定例会の実施形式は委託者と協議し、対面で実施する場合の会場は原則として委託者が準備する。また、委託者の他に東京都が参加する場合があるため、東京都の意見も踏まえて対応すること。

（2）定例会の前営業日正午までに、定例会で使用する資料を提出すること。また、定例会の議事録は、2営業日後までに提出すること

（3）各広報活動の進行がわかりやすく、かつ効率的に管理できるツールを提案し、詳細スケジュール及びタスクを細分化したステータス管理表を作成すること。作成した

詳細スケジュール及びステータス管理表は定例会などでの打合せ内容を踏まえ、必要がある場合は速やかに見直すこと。

(4) 各広報活動の終了時は、速やかに実績等を共有すること。

2 広報戦略（年間事業計画）の策定

以下に示す KGI を達成するための広報戦略（年間事業計画）を提案し、委託者と詳細を調整した上で実施すること。なお、広報活動は年間を通じて継続的に行い、各広報活動の特性を生かしながら、全体として戦略的に相乗効果をもたらすように工夫すること。

(1) 本事業の目標値（KGI）の設定

東京都が掲げる都内既存住宅における断熱改修目標（2030 年までに 355 万戸、2035 年までに 385 万戸）の達成に向けた効果的な広報施策を展開する為に、令和 8 年度の本委託における適切な KGI を提案するとともに、2035 年までの広報戦略のロードマップを提案すること。

(2) 対象（ターゲット）

ア 高齢者層及び高齢者を親に持つ層（主に 40 代以上）

イ 子育て層（主に 20～30 代）

3 広報活動の企画

主に高断熱窓や高断熱ドアへの交換による住宅の断熱性能を高めるための改修（以下「断熱リフォーム」という。）のメリットを都民等に訴求すること。また、各ターゲットインサイトをふまえた効果的な広報活動を複数展開し、行動変容へつなげること。実施にあたっては次の（1）から（4）に留意し委託者と協議の上実施すること。

(1) ターゲットを踏まえた断熱リフォーム普及啓発の切り口の設定

普及啓発の切り口を 3 つ以上提案すること。なお、以下を最低 1 つ以上含めること。

- ・経済性（光熱費、医療費、補助金など）
- ・健康（親、子ども、ペットなど）
- ・防犯

(2) ターゲット又は切り口ごとの広報活動企画の提案と実施

目的・ターゲット又は切り口ごとに、住まいのリフォームに関する行動パターンや接触メディア等を十分にリサーチし、広報活動を提案・実施すること。

(3) メーカーと連携した広報活動企画の提案

東京都が連携協定を締結しているメーカー各社と連携した広報も企画へ盛り込むこと。提案内容については、委託者を通じて東京都と協議し、東京都及びメーカー各社から合意を得られたものについて実施するものとする。

（参考）

「家庭における断熱改修の促進に向けた連携協定を締結（令和7年10月22日報道発表）

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/10/2025102204\)\)](https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/10/2025102204)」

（4）KPI 設定

各広報活動に適切な KPI を設定すること。KPI の設定にあたっては、本年度における KGI を踏まえた上で、各ターゲット又は各広報活動の KPI を提示し、委託者と協議・合意の上進めること。

（5）広報活動の見直し

設定した各広報活動の KPI が未達成の場合は、実施方法の見直し等により達成できるよう工夫すること。

4 広報活動を通じた断熱リフォームの認知度向上・行動変容の促進

以下に示す通り、広報活動を実施し断熱リフォームの認知拡大及び都民の行動変容を促進すること。

（1）セミナー及びイベントの企画・開催

2（2）のターゲット及び3（1）の切り口に基づき、都民を対象とした断熱リフォームに関するセミナー又はイベントを開催すること。回数については、ア・イ合わせて10回以上とし、ターゲットを踏まえ、より多くの都民に効果的に断熱リフォームのメリットを伝えられるよう戦略的に計画すること。

ア セミナー

広報活動の一つとして、セミナーを開催すること。開催方法はオンラインも組み合わせた開催も可とし、ターゲット等に合わせた方法で開催すること。会場については、対面での参加可能人数（セミナー回数×会場規模）が250名以上となるよう、規模及び回数を提案すること。開催時期については、梅雨明けからお盆までの暑さのピークを迎える時期、1月から2月の寒さが本格化する時期を含むこと。セミナー内容（講師の人選含む）については、3（1）広報の切り口を踏まえて、参加者の高い満足度を得られるような内容を提案すること。

また、対面参加者に更なる理解促進のために、断熱性能を体感できる仕掛け（製品展示、企業ショールーム体験など説明員による解説つき）を提案し実施すること。

なお、上記内容については、受託者からの提案をもとに委託者と協議して決めるものとする。

（ア）広報、集客

セミナー実施前の事前広報、期間中の情報発信、実施後の情報発信について、効果的と思われる施策を行うこと。

（イ）活動の記録

- a 会場の各コンテンツの内容が分かるよう録画や撮影を行い、後日特設サイト（<https://www.tokyo-co2down.jp/eco-home/>）で内容を紹介できるように掲

載用の素材を製作すること。また、各コンテンツを取りまとめたダイジェスト版の動画を作成するなど、PR 用の広報素材として活用できるものを提供すること（使用許諾の調整等）。

b 上記 a の電子データは、DVD-R 等により納品すること。

(ウ) 事後検証

イベント参加申込時（WEB）や会場（WEB 又は紙）でアンケートを実施し、断熱リフォームのメリットの理解度やリフォーム意向等を確認できるようにすること。会場でのアンケートは、PR グッズ（ノベルティ）提供など回収率向上の工夫をすること。

(エ) 託児サービスの提供

セミナーにおいては、託児サービスを用意し対象者がセミナーに参加しやすい環境を整えること。

託児サービスには、託児室、授乳室、おむつ交換スペース、ベビーカー置場の用意などを想定しており、会場にある既存の設備・サービスを活用することも含めて検討すること。

なお、原則利用料は無料とすること

イ イベント

都内各地のショッピングモールや展示会場（地域イベント含む）等といった多くの人が賑わう場所でのブース出展を行い、「断熱リフォーム」の認知拡大を図るとともに、アのセミナーや東京都の支援策への誘導を図ること。

ターゲットを踏まえた場所の選定を行い、ブースの装飾やコンテンツに関しては工夫を凝らし立寄りたくなるような魅力あるブース構成とすること。

(2) 広報用コンテンツの制作

ア 目的別コンテンツ

以下にかかげる目的に応じた最適なコンテンツを制作し広報すること。なお、これらのコンテンツは委託者又は東京都が実施するイベントや事業等で幅広く活用できるようなものとする。

(ア) 都民の補助金手続きについての理解促進

断熱リフォームに関する東京都の補助金について、手続きの流れや補助対象、補助額等重要なポイントを端的に伝えること。

（参考）

「既存住宅における省エネ改修促進事業（令和 7 年度）」

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform/ene_reform_r07」

(イ) 工務店の補助金への理解促進

リフォームを実施する工務店向けに補助金申請の流れや必要書類などの

理解促進を図ること。補助金申請を手間を感じている工務店が多くいる中、補助金の手続きをわかりやすく伝えハードルを下げることで、補助金利用を促進する。

(ウ) マンションの断熱リフォーム促進

分譲マンションの断熱リフォームを含んだ大規模改修を促進するために、事例収集等を行い改修に至るまでの経緯や工夫などについて管理組合及び管理会社へ情報発信を行うこと。

(3) メディアプランニング・広告運用

(1)、(2) で作成した広報コンテンツへ誘導するための広告プランを作成し実施すること。プランニングにおいては、コンテンツ及びターゲットに合わせて効果的なプランを提案すること。媒体課金額は 5,000,000 円以上とすること。なお、媒体課金額は広告費用の原価であり、受託者の手数料及び消費税は含まないものとする。

(4) メディアアプローチ

(3) とは別に本事業の取組みについてマスメディア（テレビ、新聞、雑誌及びデジタルメディア等）にアプローチし断熱リフォームの認知拡大につながる活動を行うこと。

5 認知度等測定

断熱住宅のメリットなどの認知度等、断熱リフォーム普及のネックとなっている要因について定量調査（インターネットアンケート形式調査）を実施すること。調査内容（本事業の目的に即した質問内容や質問数、調査サンプル数など）について提案し、委託者と協議の上決定するものとする。調査実施時期は6月とし回数は、1回とする。

調査終了後は、調査結果のほか、調査結果の分析・考察・前年度の結果を踏まえた比較を行い、次年度の広報展開に関する提案をまとめた報告書を作成すること。

6 報告書作成

本業務で実施した内容・成果及び KPI 達成率をまとめた最終報告書を作成すること。報告書には、上記5の調査結果を含めて作成すること。

第6 履行に当たっての留意点

本件の履行に当たっては、下記の事項に留意すること。

(実施体制)

- 1 受託者は、当該業務を実施できる体制を整えること。特に断熱リフォームの効果については、専門的な知見を有する団体もしくは個人に監修を受ける体制とすること。また、

企画責任者及び現場責任者を定め、書面により委託者に届けること。円滑な履行のために必要な体制が十分でない場合、委託者と協議の上見直すこと。

- 2 委託事業実施に必要な関係者、関係団体との連絡調整、必要経費の支払い、人員及び物品の手配及び管理等を行うこと。
- 3 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。また、再委託後は事業者及び制作物の指導・管理を入念に行うこと。
- 4 契約締結後、速やかに委託者と打ち合わせを行い、本仕様書の内容を十分に理解した上で、業務実施体制図、業務実施工程表等を詳細に明記した委託実施計画書を契約締結後1週間以内に提出すること。また、必要に応じて実施計画書、作業表、日程表などを委託者に提出し、当該事業が円滑に進行するよう、適正に運営管理すること。
- 5 事業の実施にあたり、官公庁等との調整が必要な場合は、委託者と連携し、連絡調整や文書発出等の事務を行うこと。

(業務内容)

- 6 履行にあたっては、各広報活動において複数案を提示し、委託者の承認を得ること。また、校正・確認作業を3回以上行い、委託者と協議の上決定すること。なお、印刷物を作成する際は、第14に則ること。
- 7 この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書 8情報の補完及び管理 (2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項」及び「共通事項 3個人情報の保護」に定める事項に従って契約を履行すること。
- 8 企画提案した内容及び、審査時に確約した内容については、適切な進行管理の上、期限を遵守し、確実に執行すること。
- 9 委託事業の実施に必要な資料等を作成した場合は、委託者に必要部数を提供すること。
- 10 事業の素材制作にあたり、下記の事項を遵守すること。
 - (1) 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 一般の方が不快に感じるイメージ、言葉、その他の表現でないこと。
 - (3) 公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- 11 第9の1に示す本委託の報告書には第5の3において実施した広報活動の実施内容・結果、設定したKPIに対する分析、第5の4の効果測定の内容、今後の普及啓発及び広報展開における検討課題、広報業務全般に係る具体的な改善提案、その他必要な事項を記載すること。

(イベント実施等)

- 12 委託事業を実施する会場の準備・設営・管理・撤去を行うこと。なお、会場には控室

を設置し、管理を行うこと。

- 13 気候変動対策として、来場者の健康やイベントの実施運営に影響を及ぼさないことに留意したうえで、会場内の空調・照明等に係るエネルギーの最大効率的な運用等により温室効果ガスの最大限の削減を努めるとともに、イベント実施に伴い会場で使用した電力量を委託者に報告すること。なお、会場の状況等により実際に使用した電力量を把握することが困難な場合には、委託者が別途提供する計算式を用いて、会場の面積と使用時間をもとに計算した推定の電力量を報告すること。
- 14 不慮の事故発生に対する準備を怠らないと共に、下記に挙げる事項を含む保険に加入すること。
 - (1) 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備、もしくは運営上のミス等により、観客など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより委託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険
 - (2) 観客が会場内でケガをした場合発生する損害に対する保険
 - (3) 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材等について生じた損害に対する保険その他、受託者の瑕疵によって発生した損害について賠償すること。
- 15 緊急を要する苦情対応、事件、事故などが発生した場合には、直ちに委託者へ報告し、委託者と協力して対応すること。
- 16 非常時には、来場者の安全確保・避難誘導に万全を期すること。緊急時の対応についても運営体制の中に位置づけ、悪天候や地震等による中止等、不測の事態が生じたときでも、速やかに対応できる体制をとること。
- 17 イベントの実施に当たっては、円滑な運営に足るだけの設営・撤去スタッフ、技術（音響・照明等）スタッフ、運営スタッフを手配すること。
- 18 受託者は、設営物品の盗難防止や設営機材の安全確保の為の対策を講じること。また、委託者と協議の上で必要に応じてイベント会場に警備員を配置すること。なお、警備員の配置等の詳細については、イベントスペース管理者等と調整の上で決定する。
- 19 本委託で配置する警備員は、警備業法第4条の認定を受けていること。ただし、東京都以外の公安委員会で認定されている場合は、同法第9条に規定されている届出書を東京都公安委員会に提出していること。

(その他)

- 20 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本契約の履行に必要となる一切の経費を含む。
- 21 業務の実施に当たっては、この契約によるほか、各種法令等を十分に遵守すること。

第7 著作権の取扱い

- 1 本委託に関して作成され、既に他の所有権を有するものを除く一切の成果品及び中間成果物に関する権利は全て委託者に帰属する。特に著作権等の取扱いは、次のように取扱う。著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 受託者は、本委託終了後も含め、調査の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させたりしてはならない。

第8 書類等の提出

- 1 受託者は、業務に着手する前に次の書類及び電子データを提出し、委託者の承認を得ること。
 - （1）委託着手届 1部
 - （2）実施計画書 1部
- 2 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出すること。
 - （1）委託完了届 1部

第9 成果品及び提出部数

- 1 報告書3部（A4判製本）報告書（概要版）も、同様に3部作成すること。
- 2 本委託業務により作成したPR資料及び制作物（広報物等）一式
- 3 上記の電子データ（報告書・媒体の制作データ）一式

第10 成果品の納入先

東京都地球温暖化防止活動推進センター

第11 支払い方法

業務が完了したことを確認後、請求に基づき一括払いを原則とする。

第12 部分払い

- 1 委託者と受託者の協議により、受託者は委託業務完了前に、履行済み委託業務に相応する業務委託料相当額以内の額について、次項の定めるところにより部分払いを請求することが出来る。
- 2 受託者は部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ当該請求にかかる履行済み委託業務の完了届を提出して検査に合格しなければならない

第13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守するこ

と。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- 3 環境確保条例第 34 条第 1 項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第 14 環境配慮物品等

本委託の履行にあたって物品を調達する際は、「東京都グリーン購入ガイド(2025 年度版)」を参考とすること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green

- 1 イベント実施時のノベルティー作成等は、東京都グリーン購入ガイド(2025 年度版)「2 3. 普及・啓発等に係る環境配慮」における【水準 1】を満たすものを使用すること。
- 2 印刷物及び報告書等の作成については、次の仕様を満たすものを使用すること。
(ファイル)
東京都グリーン購入ガイド(2025 年度版)【水準 1】を満たすこと。
(用紙(冊子の表紙及び色上質紙を除く。))
東京都グリーン購入ガイド(2025 年度版)【水準 1】を満たすこと。
(印刷インキ類)
東京都グリーン購入ガイド(2025 年度版)【水準 1】を満たすこと。
(リサイクル適性)
東京都グリーン購入ガイド(2025 年度版)【水準 1】を満たすこと。

第 15 その他

- 1 受託者は、業務内容を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、委託者から委託業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- 3 本仕様書に記述のない事項については、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」、「共通事項」及び「暴力団体関係者の排除に係る特約条項」を遵守すること。
- 4 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議の上、決定する。
- 5 本契約は、(公財)東京都環境公社の令和 8 年度予算が令和 8 年 3 月 31 日までに成立した場合において、同年 4 月 1 日に確定するものとする。

第 16 担当

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

温暖化対策推進課 普及連携チーム

TEL 03-5990-5064

MAIL cnt-fukyu@tokyokankyo.jp